

フィルハーモニック・ウィーン・名古屋 (PWN)  
各種補助制度に関する要綱

2021年2月27日PWN全体委員会制定

本日、フィルハーモニック・ウィーン・名古屋(以下、単にPWNと記す)団規約第12条第1項の規定に基づく全体委員会(以下、全体委員会と記す)が開催され、同規約第2条第1項に定める全団員(団員及び随時団員)について、各種補助制度に関する要綱を定める。

代表 五島 憲一

## 第1章 総則

(目的と趣旨)

第1条 PWNの演奏会に参加する団員及び随時団員(以下、合わせて団員等という)の確保を促進し、団員等が演奏活動に参加する際、団員等のおかれた状況に応じて経済的に支援することを目的として、現存の団員等に対して様々な手続きと補助制度の仕組みを、ここに定める。

(各種補助制度)

第2条 前条の目的を達成するため、下記の補助制度を設ける。

- ①団員紹介に関する補助制度
- ②家族補助制度
- ③学生・新社会人補助制度

(用語の定義)

第3条 この章で使用する用語は、下記の通りとする。

- ①紹介者 第2章の団員紹介に関する補助制度において、現在、団員等の資格を有する者が、様式第1号で定める書面により、他の団員等となる候補者を告知する行為を行った者
- ②被紹介者 前号の紹介者により、様式第2号で定める書面により当該演奏会の団員等となることを申請した者
- ③支払い義務 規約第14条第2項の活動費及び同条第5項の演奏会参加費を定められた期限までに納入していること
- ③同一生計の家族 原則として住民票上、同一世帯に属し、かつ健康保険、所得税、住民税における扶養関係等により生計を一にしている家族

④学生 出演予定の演奏会開催時点において、大学、高等学校及びそれに準ずる学校に在籍している者

⑤新社会人 出演予定の演奏会開催時点において、就職後、当該演奏会の日時までの期間が1年に満たない者

2 その他本要綱で使用する用語は、PWN団規約に基づくものとする。

(特殊事情の場合の対応)

第4条 この要綱に定めのない特別な事情が生じた時は、全体委員会での協議に基づくものとする。

## 第2章 団員紹介に関する補助制度

(団員紹介制度の適用)

第5条 全体委員会は、協議により、次項に定める内容について、団員等を積極的に募集するため、団員募集が捗らない演奏会毎に、団員紹介制度の適用を協議して議決することができる。

2 前項の議決に当り、下記の各号に掲げる内容を具体的に定め、団員等に告知するものとする。

①対象となる演奏会

②本要綱を適用して団員等の募集を行う期間

③本要綱を適用する団員等の募集のパート及び上限の人数

④被紹介者が団員になった場合の、紹介者の成功報酬の額

⑤被紹介者が随時団員になった場合の、紹介者の成功報酬の額

(紹介行為)

第6条 第3条第1項第1号の紹介者は、様式第1号の書面により、所属パートリーダーの承認を経て、同第2号の被紹介者を、紹介すること(以下、「紹介行為」という。)ができる。この書面は会計を経て代表に提出する。但し、既に団員等として当団の活動に参加した実績のある者は、被紹介者となることできない。

2 紹介者は、その紹介行為について、被紹介者が支払い義務を果たして当該演奏会に出演した場合、前条第2項第4号又は第5号に定める成功報酬を、演奏会後に団から受領することができる。

3 前項に定める成功報酬は、前条第2項第3号に定める範囲の者であれば、複数の被紹介者分について、特定の団員等に対して支給することを妨げない。

4 当該団員等が第3章に定める家族補助制度の適用を受ける場合や、第4章に定める学生・社会人補助制度の適用を受ける場合は、紹介者になることはできないものとする。

### 第3章 家族補助制度

#### (家族補助制度の適用)

第7条 第3条第1項第3号の同一生計の家族として複数の団員等が当団に在籍している場合、当該団員等の申請により、団は演奏会参加費の一部を助成することができる。但し当該団員等が第4章に定める学生・社会人補助制度の適用を受ける場合は、この項の助成の対象外とする。

#### (家族補助制度の助成要件)

第8条 前条の助成額は、団員総会で演奏会毎に定めた額とする。

2 前条の助成を求める団員等は、所属パートリーダーの承認を経て、団員総会で演奏会毎に定められた演奏会参加費の納入期限までに、様式第2号により、会計を経て代表に申請する。

3 前条の助成は、同一生計の家族全員が支払い義務を履行していることを条件とする。

### 第4章 学生・新社会人補助制度

#### (学生・新社会人補助制度の適用)

第9条 第3条第1項第4号の学生である団員は、申請により、団は演奏会参加費の全部を助成することができる。

2 第3条第1項第5号の新社会人である団員は、申請により、団は演奏会参加費の一部を助成することができる。

#### (学生・新社会人補助制度の助成要件)

第10条 前条第2項の助成額は、団員総会で演奏会毎に定めた額とする。

2 前条の助成を求める学生又は新社会人である団員は、所属パートリーダーの承認を経て、団員総会で演奏会毎に定められた演奏会参加費の納入期限までに、様式第3号により、会計を経て代表に申請する。

3 前条の助成は、支払い義務を履行していることを条件とする。但し、演奏会参加費については、学生団員は支払いを要せず、新社会人団員は第1項で定めた額を控除して納入履行されていけばよいものとする。

付則

この要綱は、2021年3月1日から施行する。

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋(PWN)団員紹介制度に関する要綱  
(2015年6月22日全体委員会制定)は、廃止する。

### 団員紹介に関する補助制度申請書

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋

代表 五島 憲一 様

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

申請者所属 リーダー承認

申請者 (紹介者)	パート	
	区分	<input type="checkbox"/> 団員 <input type="checkbox"/> 随時団員
	氏名	

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋 (PWN) 各種補助制度に関する要綱第6条第1項の規定により、私は、下記の者を被紹介者として紹介します。

出演招待 する演奏会		
被紹介者	パート	
	区分	<input type="checkbox"/> 団員 <input type="checkbox"/> 随時団員
	氏名	
成功報酬予定額	_____円	

被紹介者が無事に演奏会に出演した場合は、同要綱第5条第2項第4号又は第5号に定める成功報酬を交付して下さるよう、申請します。

団使用欄		確認
代表	会計	<input type="checkbox"/> 要件該当 (5-2) <input type="checkbox"/> 成功報酬の額 (5-2④⑤) <input type="checkbox"/> 過去未出演 (6-1) <input type="checkbox"/> 参加費・活動費 (6-2) <input type="checkbox"/> 出演実績 (6-2) <input type="checkbox"/> 他補助なし (6-4) <input type="checkbox"/> その他特記事項 ( _____ )

### 家族補助制度申請書

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋  
 代表 五島 憲一 様

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

申請者所属 リーダー承認

申請者 (代表者)	パート	
	区分	<input type="checkbox"/> 団員 <input type="checkbox"/> 随時団員
	氏名	

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋 (PWN) 各種補助制度に関する要綱第8条第2項の規定により、私は、下記の者が同要綱第3条第1項第3号の同一生計の家族であることを疎明し、合わせて同要綱第7条に基づく助成を申請します。

助成申請に当たり、家族で必要な支払い義務を履行することをお約束いたします。

出演予定演奏会		
家族1	パート	
	区分	<input type="checkbox"/> 団員 <input type="checkbox"/> 随時団員
	氏名	
家族2	パート	
	区分	<input type="checkbox"/> 団員 <input type="checkbox"/> 随時団員
	氏名	
※助成予定額		円

※助成予定額は、総会で決定した額×人数を記入してください。

団使用欄		確認
代表	会計	<input type="checkbox"/> 要件該当(7) <input type="checkbox"/> 他補助なし(7但し書き) <input type="checkbox"/> 助成額(8-1) <input type="checkbox"/> 申請時期(8-2) <input type="checkbox"/> 支払い義務(8-3) <input type="checkbox"/> その他特記事項( _____ )

学生・新社会人補助制度申請書

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋  
 代表 五島 憲一 様

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

申請者所属 リーダー承認

申請者	パート	
	区分	<input type="checkbox"/> 団員
	氏名	

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋 (PWN) 各種補助制度に関する要綱第10条第2項の規定により、私は、( 学生  新社会人)であることを疎明し、合わせて同要綱第9条に基づく助成を申請します。

助成申請に当たり、活動費の納入など、必要な支払い義務を履行することをお約束いたします。

出演予定演奏会		
学生の場合	学校名	
	出演日現在の学年	
新社会人の場合	就職年月日	
助成予定額		

- ※1 学生の場合か新社会人の場合のいずれかについて記入してください。
- ※2 助成予定額は、学生の場合は演奏会参加費相当額を、新社会人の場合は団員総会で決定した助成額を記入してください。

団使用欄		確認
代表	会計	<input type="checkbox"/> 要件該当(9) <input type="checkbox"/> 助成額(10-1) <input type="checkbox"/> 申請時期(10-2) <input type="checkbox"/> 支払い義務(10-3) <input type="checkbox"/> その他特記事項( _____ )

